

新潟県奨学金

新潟県が実施する奨学金事業は貸与型と給付型があります。

新潟県貸与型奨学金

1 奨学金の種類

- ① 高等学校等（高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程））の奨学金
- ② 大学、短期大学（通信制等を除く）の奨学金
- ③ 海外大学（学位取得を目的としたもの）の奨学金 ※予約のみ
- ④ 専修学校専門課程〔いわゆる専門学校〕の奨学金

2 出願資格等 ※採用枠の制限により、下記の資格を満たしても採用されないことがあります。

(1) 出願資格

- ① 新潟県内居住者の子弟であること
- ② 人物、学力ともに優秀で、経済的理由により修学が困難な者

【参考：所得基準の目安・学力基準】

	年収・所得基準(保護者(父及び母等)が対象)		学 力 基 準	
	給与所得世帯 (収入額が対象)	給与所得以外の世帯 (所得額が対象)	1年生 (出身学校での成績評定)	2年生以上 (在学学校での成績評定)
高等学校等	770万円程度以下	310万円程度以下	3.0以上(在学募集では基準無の採用枠有)	
大学・短大	900万円程度以下	410万円程度以下	3.5以上	良又はB以上が 全履修科目の50%超
専修学校(専門課程)	850万円程度以下	380万円程度以下	3.2以上	
海外大学	900万円程度以下	410万円程度以下	高等学校等における全履修科目の 平均値が3.5以上	

※ 上記所得基準は4人世帯の目安です。世帯の人数、事情等により増減しますので、詳しくは募集案内によりご確認ください。

※ 高校奨学金では、主たる家計支持者の失職・破産・会社倒産・病気・死亡又は火災・風水害等により家計が急変した者を対象とした緊急貸与も行っています。

(2) U・Iターン促進支援枠

本人が平成27年12月以降に新潟県外から世帯で本県へU・Iターンした場合には、「U・Iターン促進支援枠」の対象となります。随時お申込みできますので、在学学校の奨学金担当窓口へ申込書等をご提出ください。

(3) その他の貸与資格

- ① 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）との併用はできません。重複して採用され、新潟県奨学金の貸与を希望する場合は、日本学生支援機構奨学金を辞退して頂くこととなります。

なお、日本学生支援機構の第二種奨学金（有利子）との併用は可能です。

- ② 連帯保証人（父母等）及び保証人（本人、連帯保証人と別生計かつ別世帯の64歳以下の者）各1名が必要です。ただし、東日本大震災により父又は母（又

は準ずる者) が被災し保証人を立てることが困難な方等は、申し出てください。

3 平成 30 年度採用予定人数 (U・I ターン促進支援枠を含む)

※変更する場合があります

学 種	高等学校等	大学・短大(国内)	大学(海外)	専修学校
採用予定人数	407 人	56 人	10 人	48 人

4 貸与

(1) 貸与月額 (無利子)

(単位：円)

	国公立(国内)		私立(国内)		海外 大学
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	
大 学	41,000		44,000	51,000	51,000
短期大学・専修学校(専門課程)	41,000		43,000	48,000	
高 等 学 校 等	18,000	23,000	30,000	35,000	

(2) 貸与期間 … 貸与決定年度の 4 月分から卒業までの最短修業年限

【緊急貸与は家計急変事由発生(貸与決定年度の 4 月前には不遑及)から貸与】

5 返還方法・猶予制度

(1) 返 還 … 卒業後 8 ヶ月据え置き後、最長 15 年以内に返還

(2) 返還方法 … 「半年賦(12 月と 6 月)」・「年賦(12 月)」より選択。返還時期に送付される「納入通知書」により、金融機関等の窓口で納入

(3) 返還猶予 … 奨学金返還時において本人が返還困難な事情のある場合は、必要書類の提出により返還を猶予することができます(願出は毎年必要)。

・本人が大学等在学中、病気、失業中等である場合等

・奨学金返還時の世帯年収等が一定額以下(給与所得世帯は年間収入が 300 万円以下、給与所得以外の世帯は年間所得 200 万円以下)である場合、当該世帯年収に達するまで無期限で返還を猶予することができます(願出は毎年必要)。

6 募集時期及び申込方法

※奨学金申込時には、在学校の推薦調書、父母等の所得証明書類、誓約書（本人・連帯保証人・保証人）等の提出が必要です。

	対象校	募集対象者	募集時期	申込先等
在学採用	高等学校等、 大学、短大、 専修学校(専門課程)	左の学校に在学している者	大学・短大・ 専修 6月頃 高校 5月頃	在学学校へ
予約採用	大学、短大、 専修学校(専門課程)	翌年4月に国内の大学・短大または専修学校(専門課程)へ進学予定の者で、 <u>月額貸与と入学時一時金貸与を希望する者</u> (高等学校等卒業生も一定の条件下で対象)	11月頃	・高等学校等卒業見込者は在学学校へ ・高等学校卒業生または高卒認定合格者は高等学校教育課へ
	高等学校等 (高等専門学校は予約採用の対象外 (日本学生支援機構では対象))	翌年4月に高等学校等へ進学予定の者	11月頃	・中学3年生は学校へ ・中卒認定合格者等は高等学校教育課へ
	海外大学 (学位取得を目的として進学する者。 単位取得を目的とした留学を除く。)	翌年度に海外の大学へ進学する予定の高校3年生等	12月頃	在学学校へ
緊急貸与	高等学校等のみ *高校以外は日本学生支援機構で対象	家計急変等の事由が発生した者	随時	在学学校に相談して下さい
U・Iターン促進支援枠	高等学校等、 大学、短大、 専修学校(専門課程)	平成27年12月以降に、新潟県外から世帯で本県へU・Iターンした者	随時	在学学校へ

7 問い合わせ先及び募集要項請求の方法

(1) 問い合わせ先

〒950-8570 (県庁専用郵便番号)
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県教育庁 高等学校教育課 奨学金係
電話：025-280-5638(直通)

(2) 募集要項は、県内の学校及び県外の一部学校に配付しますが、募集開始以降に高等学校教育課へ直接請求することもできます。

【高等学校教育課への募集要項請求方法】

返信用封筒(角型2号(24cm×33cm)の封筒に140円分の切手を貼り、郵便番号、住所、氏名を記入すること)を同封して送付してください。

請求用封筒

切手	950-8570
〇〇奨学金 募集案内請求	新潟県教育庁 高等学校教育課 奨学金係 宛

返信用封筒

角形 2 号

140 円	郵便番号
	住所
氏名	

33 cm

24cm

同封する

大学・短大・専修学校・高校奨学金
いずれの募集案内を請求するか明記すること

- (3) 募集要項は、新潟県ホームページ (<http://www.pref.niigata.lg.jp/>) に掲載しています。新潟県ホームページから検索画面に「奨学金ガイド」と入力して検索すると、募集要項を掲載したページが表示されます。

新潟県給付型奨学金は、意欲と能力のある若者が経済的理由により大学への進学を断念することがないように、返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

1 給付金額（月額）及び給付期間

給付金額（月額）				給付期間
国公立大学		私立大学		
自宅 通学	自宅外 通学	自宅 通学	自宅外 通学	
2万円	3万円	3万円	4万円	入学年の4月分から卒業までの 最短修業年限

※ 奨学金は、3か月分を合わせて、年4回に分けて給付します。

2 申込資格と基準

- (1) 新潟県内在住者の子弟であること
- (2) 次の基準に該当すること

区分	基準	
	学力及び資質	家計
高等学校等の在學生等 (高等学校等卒業後2年 以内の者)	次の①、②のいずれかに該当すること ①学習成績の評定平均が4.3以上 ②学習成績の評定平均が概ね3.5以上で教科以外の学校活動等で優れた成果が認められること	次の①～③のいずれかに該当すること ①住民税所得割非課税世帯 ②生活保護受給世帯 ③家計急変世帯（保護者の死亡、失職、病気等により家計が急変し、大学進学年度に①又は②に該当することが見込まれる世帯）
社会人経験者等 (高等学校等卒業後3年 以上5年以内の者)	作文及び面接考査の評価が優れていること	世帯収入が給与所得のみの場合は年間収入300万円以下、給与所得以外の所得を含む場合は年間所得200万円以下であること

3 募集時期及び申込方法

募集時期及び申込方法については、決定次第、新潟県ホームページ「奨学金ガイド」のページのほか、在学している高等学校等を通じてお知らせします。

4 給付奨学生採用までの手続

- (1) 給付奨学生採用候補者の選考

新潟県教育委員会は、申込書類等を審査の上、給付奨学生採用候補者を選考し、申込者に通知します。

- (2) 給付奨学生採用の決定

給付奨学生採用候補者となった人は、大学入学後に、進学届等を新潟県教育委員会に提出する必要があります。新潟県教育委員会は、提出された進学届等を確認の上、給付奨学生採用を決定し、給付奨学生に通知します。

5 給付奨学金受給中の手続

(1) 給付奨学生の在籍の確認

給付奨学生は、毎年、大学に引き続き在学していることを証する書類を新潟県教育委員会に提出する必要があります。

(2) 給付奨学生としての資格の確認等

給付奨学生は、毎年、奨学金給付継続申請書及び家計基準を満たしていることを証する書類を新潟県教育委員会に提出する必要があります。このほか、新潟県教育委員会は、毎年、給付奨学生の在学学校長に、給付奨学生の学業の状況及び学校処分の状況の確認を行い、給付奨学生としての資格の確認を行います。

(3) 奨学金の停止、廃止、返還等

学業成績が不振等の場合や家計基準を満たさなくなった場合は、奨学金の給付が停止されたり、廃止され（打ち切られ）たりすることがあります。また、学業成績が著しく不良となった場合や、学生としてふさわしくない行為があった場合などには、給付済みの奨学金の返還が必要となる場合があります。

問い合わせ先

〒950-8570（県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁 高等学校教育課 奨学金係

電話：025-280-5638(直通)

ホームページ：<http://www.pref.niigata.lg.jp/kotogakko/1222020128706.html>